

親子通園支援事業 Q&A NO.1

No	区分	質問	回答
1	趣旨・目的	この事業の趣旨は何か。	<p>保育所や幼稚園に入園せずに家庭で子育てをしている母親等は、子育てに孤独感や不安感を感じやすいと言われているため、育児不安の軽減のための支援が必要となっています。</p> <p>このため、未入園児一時保育事業（育児相談、母親の交流、一時預かり）及び、親子誰でも通園モデル事業を提供することにより、母親の負担や不安を軽減するとともに、保育所を中心にして、地域における子どもの育ち・親の育ちを支援する環境づくりを図ることとしています。</p>
2	趣旨・目的	この事業を保育所で実施する意義は何か。	<p>保育所保育指針において、保育所は、「家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、入所する子どもの保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行う役割を担うもの」とされており、これまでから地域の子育て家庭に対する育児相談の実施や保育所行事の開放などが実施されているところです。</p> <p>公立園、民間園ともに相談事業等の実績があることから、保育所が持つておられる専門性を発揮してもらうことにより、事業の一層の充実をお願いしようとするものです。</p>
3	対象	これまで、相談事業等の実績がないが、この事業を実施して助成を受けられるか。	<p>新規の保育所も本事業の対象とします。</p> <p>本事業の趣旨を理解いただき、年度途中からの実施も含め、前向きにお取り組みをお願いします。</p>
4	対象	登録、育児相談等のみを実施し、一時預かりを実施しない場合も助成の対象となるか。	<p>対象となります。</p> <p>事業内容として、①登録・情報提供、②相談・育児教室、③一時預かり、④親子誰でも通園モデル事業の4事業を実施していただきます。</p> <p>但し、①及び②はどちらか一方ではなくセットで実施するものとし、事業の類型としては、A型（①②③）、B型（①②）、C型（④）の3区分とし、一時預かりを実施しない場合も対象となります。</p> <p>A型、B型、C型の各補助額は、それぞれの実施回数（A型は②及び③の回数、B型は②の回数、C型は④の回数）で算出します。</p> <p>なお、C型は、A型若しくはB型と同時に実施できず、国の「こども誰でも通園制度」の実施施設のみ対象とします。 &lt;別紙Q&amp;A NO. 2&gt;参照</p>

No	区分	質 問	回 答
5	手続き	助成を受ける手続きは、どうするのか。	この事業の助成金は、社団法人京都府保育協会と公益社団法人京都市保育園連盟（以下「保育団体」という。）から配分されます。 保育団体が定めるところにより、申請、実績報告、請求等を行っていただくようお願いします。
6	手続き	事業を実施するかどうか検討したいが、年度途中からでも助成を受けられるか。	年度途中からでも対象となりますので、保育団体に対して手続きをとっていただくようお願いします。 なお、実施期間により、助成額を減額することになります。
7	実施方法	この事業の広報、PRは、どのように行うのか。	府から市町村に対して、広報紙への掲載、「こんにちは赤ちゃん事業」や健診事業等と連携したPR等を依頼する予定です。各保育所におかれても、地域の方々や入園児の保護者に対して、チラシ作成・配布などを通じてPR等をお願いします。 なお、PRのための印刷製本費等は、本事業の対象経費に含めることができます。
8	実施方法	本事業は、市町村及び地域子育て支援拠点と十分な連携を図ることとされているが、どのように連携するのか。	相互に事業・行事の開催を周知したり、相談記録を共有することにより、登録者の家族に的確に対応するなどの取組に努めていただくようお願いします。
9	実施方法	本事業で、登録者等から実費を徴収できるのはどのようなものか。	この事業において、登録者、利用者等から事業の所要経費の負担は原則として認められませんが、登録者等に帰属するもの、利用者等がその場で消費するもの等は、社会通念上実費として妥当と認められる額に限り、負担を求めることを認めることとします。 具体的には、 ①育児教室で使用する資料代、材料費等 ②一時預かりにおける、おやつ代、紙おむつ代 ③国のこども誰でも通園制度に係る利用料 等が考えられます。
10	助成額	助成金は定額か。また4つの事業毎に上限はあるのか。	問のNo. 4 及び、＜別紙Q&A NO. 2＞を参照
11	助成額	他の補助制度とは重複してもよいか。	他の補助制度（保育対策等促進事業補助金、次世代育成支援対策交付金等）との重複は認められません。 明確に区分できるようにしておいてください。

No	区分	質 問	回 答
12	登録及び情報提供	登録の対象者はどのような人か。	原則として、3歳未満の乳幼児（親子誰でも通園モデル事業の場合は、0歳6箇月から）を家庭で育児している保護者を基本とします。 なお、地域の事情、保育所の体制等から範囲を拡大することも可とします。（個別には保育団体と京都府で調整）
13	登録及び情報提供	登録者について、複数の園で登録してもよいか。	<別紙Q&A NO. 2 : A 2>参照
14	登録及び情報提供	登録は、1回限りか、年度ごとに行うのか。	保護者の手間等を考慮して、1度登録すれば、子どもが登録の要件に該当する限り継続することを基本とします。
15	登録及び情報提供	登録の手続きはどのようにするのか。	保育所において、適宜の方法を定めてください。 例えば、保護者から登録申請書を受取り、台帳に記載し、登録証を発行することが考えられます。
16	登録及び情報提供	登録者の情報の管理はどうするのか。	保育所において、適宜の方法を定めてください。 例えば、個人ごとにカードを作成する、パソコンに入力してデータで管理するなどが考えられます。いずれにしても、個人情報保護の観点からその取扱には注意してください。
17	登録及び情報提供	登録及び情報提供事業の補助対象経費は何か。	登録制度の導入、情報提供システムの構築等、事業実施のために必要な取初の立ち上げ経費及び登録者情報の管理、情報の収集・提供に要する経費等を対象にします。 具体的には、 ①案内チラシや申込書・個人別台帳等の印刷費 ②情報提供のための郵送料 ③事業に必要な消耗品等の購入費等が考えられます。 ※ 交付申請書には、②「子育て相談及び育児教室事業」に合算して記載のこと
18	子育て相談及び育児教室	子育て相談及び育児教室は、平日開催でもいいのか。	原則として、土曜日に年24回を目途に開催してください。ただし、保育所及び地域のやむを得ない事情がある場合は、平日に開催することも可とします。

No	区分	質 問	回 答
19	子育て相談及び育児教室	子育て相談及び育児教室事業の補助対象経費は何か。	<p>子育て相談の実施、育児教室の開催等、登録した保護者への指導・助言等に要する経費等を対象にします。</p> <p>具体的には、</p> <p>①相談・育児教室等を実施するための臨時職員の賃金、専門講師への謝礼等  ②開催案内、資料等の印刷費  ③開催案内の通知等の郵送料  ④講義・講演のためのプロジェクター等の備品購入費  ⑤事業に必要な消耗品等の購入費等が考えられます。</p>
20	一時預かり	この事業における一時預かり事業（以下「要綱一時預かり」という。）は、児童福祉法等の適用を受けるか。	<p><b>要綱一時預かり</b>は、あらかじめ登録された方の子どもを、保育所が定めた日において一時的に預かるものであり、特定の者のみを対象とした事業であるため、児童福祉法第6条の2第7項に規定する一時預かり事業（以下「<b>法定一時預かり</b>」という。）に該当しないものとして取り扱います。</p> <p>したがって、新たに、要綱一時預かりだけを実施される場合は、法第34条の11第1項の届け出は必要ありません。</p>
21	一時預かり	要綱一時預かりは、児童福祉施設最低基準、保育所保育指針等を遵守しなければならないか。	<p>法定一時預かりに該当しないため、遵守義務を課すものではありませんが、要綱一時預かりにおける保育の質、子どもの安全を確保するため、法定一時預かりに準じた取り扱いをしてください。</p>
22	一時預かり	要綱一時預かりは、どのような場合に利用できるのか。	<p>この事業による育児教室や地域の母親交流に参加する場合のほか、家事都合、育児疲れからのリフレッシュの場合も利用できることとします。</p>
23	一時預かり	要綱一時預かりの利用回数は、年間2回を超えてはならないのか。	<p>原則として、年間2回以内とします。ただし、育児相談等の状況から保育所が必要と認めた場合は超えることも差し支えありません。</p>
24	一時預かり	要綱一時預かりにおいて、人数を制限する場合、先着順としてよいか。または、優先順位をつけるのか。	<p>1回当たりの受入人数、受入の決定方法は、保育所の体制等に基づいて定めてください。</p> <p>なお、優先度合いは、育児相談の情報等を参考に保育所で判断してください。</p>
25	一時預かり	要綱一時預かりは、年間24回実施しなければならないか。	<p>&lt;別紙Q&amp;A NO. 2&gt;参照</p>

No	区分	質 問	回 答
26	一時預かり	要綱一時預かりは、土曜日又は日曜日に実施しなければならないか。	原則として、土曜日又は日曜日の実施としますが、保育所及び地域のやむを得ない事情がある場合は、平日に開催することも可とします。 (※平日は、本来、法定一時預かりで実施すべきものと考えます。)
27	一時預かり	一時預かり事業の補助対象経費は何か。	一時預かりの当日、その場で直接的に必要な経費を対象にします。 具体的には、 ①一時預かりに従事する保育士の賃金 ②一時預かりに必要な消耗品等の購入費等が考えられます。